

原爆関連資材貸出要領

1 趣旨

原爆の恐ろしさを多くの県民に知っていただくため、次に掲げる啓発資材の貸出を行う。

- (1) 「原爆と人間展」 パネル (B 2 全 4 0 枚) ※分割貸出可
- (2) 「ミニミニ原爆展」 ポスター (B 2 全 2 2 枚) ※分割貸出可
- (3) 「原爆、忘れまじ」 手記集 (B 5 8 冊)

2 対象

県内市町村及び県内の小学校、中学校、高等学校、大学等、その他県が適当と認めるものとする。

3 貸出期間

貸出期間は、貸出日を含めた2週間以内とする。

4 貸出申込

使用を希望する者は、事前に空き状況の確認を電話等で行った上で、郵送、FAX又はメールで健康対策課へ貸出申込書(別紙1)を提出する。

5 使用者の管理責任

- (1) 使用者は貸出資材を破損等のないように管理する。
- (2) 使用者は貸出資材を貸出目的以外に使用又は転貸してはならない。

6 貸出・返却の方法

貸出、返却に際しては、郵送等によらず、健康対策課での引渡しによるものとする。また、使用者は返却時に使用状況報告書(別紙2)を提出するものとする。

7 その他

使用目的が貸出趣旨に反すると判断した場合は、貸出しを断ることがある。

貸出資材を滅失・破損・汚損した場合は、使用者の責任で原状回復するものとする。